

全国一斉
司法書士
法律扶助
推進月間
 10月1日~10月31日

民事法律扶助とは、日本司法支援センター（法テラス）が、
 経済的に困りの方のために、無料で法律相談を行い、
 司法書士等の費用の立替えを行う制度です。

裁判の費用を援助する制度を
 ご存じですか？



※民事法律扶助を受けるには、一定の資力基準以下であるなどの要件が必要となります。
 ※簡易裁判所の事物管轄（訴額140万円以下）を基準とした民事通常訴訟、即決和解、支払督促、証拠保全、民事調停などの事件及び裁判外での和解の代理や相談については、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができます。前出の管轄を超える事件については、司法書士の書類作成代理による本人訴訟支援の方法があります。

詳細は、お近くの司法書士会にお問合せください。

日本司法書士会連合会 <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

札幌会 tel.011-281-3505 / 函館会 tel.0138-27-0726 / 旭川会 tel.0166-51-9058 / 釧路会 tel.0154-41-8332 / 宮城県会 tel.022-263-6755 / 福島県会 tel.024-534-7502 / 山形県会 tel.023-623-7054 / 岩手県会 tel.019-622-3372 / 秋田県会 tel.018-824-0187 / 青森県会 tel.017-776-8398 / 東京会 tel.03-3353-9191 / 神奈川県会 tel.045-641-1372 / 埼玉会 tel.048-863-7861 / 千葉会 tel.043-246-2666 / 茨城県会 tel.029-225-0111 / 栃木県会 tel.028-614-1122 / 群馬会 tel.027-224-7763 / 静岡県会 tel.054-289-3700 / 山梨県会 tel.055-253-6900 / 長野県会 tel.026-232-7492 / 新潟県会 tel.025-228-1589 / 愛知県会 tel.052-683-6683 / 三重県会 tel.059-224-5171 / 岐阜県会 tel.058-246-1568 / 福井県会 tel.0776-30-0001 / 石川県会 tel.076-291-7070 / 富山県会 tel.076-431-9332 / 大阪会 tel.06-6941-5351 / 京都府会 tel.075-241-2666 / 兵庫県会 tel.079-341-6554 / 奈良県会 tel.0742-22-6677 / 滋賀県会 tel.077-525-1093 / 和歌山県会 tel.073-422-0568 / 広島会 tel.082-221-5345 / 山口県会 tel.083-924-5220 / 岡山県会 tel.086-226-0470 / 鳥取県会 tel.0857-24-7013 / 島根県会 tel.0852-24-1402 / 香川県会 tel.087-821-5701 / 徳島県会 tel.088-622-1865 / 高知県会 tel.088-825-3131 / 愛媛県会 tel.089-941-8065 / 福岡県会 tel.092-714-3721 / 佐賀県会 tel.0952-29-0626 / 長崎県会 tel.095-823-4777 / 大分県会 tel.097-532-7579 / 熊本県会 tel.096-364-2889 / 鹿児島県会 tel.099-256-0335 / 宮崎県会 tel.0985-28-8538 / 沖縄県会 tel.098-867-3526

全国司法書士会一覧

札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町21-13桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区本塩町9-3 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区福川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	910-0005	福井市大手 3-15-12 フェニックスビル5F	0776-30-0001
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-232-1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0816	岡山市北区富田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町2-6-25高知県司法書士会館	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル8F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526

裁判費用を援助する 民事法律扶助制度 を ご存じですか？

日本司法書士会連合会

Tel.03-3359-4171

Fax.03-3359-4175

〒160-0003

東京都新宿区本塩町9-3

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

日本司法支援センター

(法テラス)

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8階(本部)

TEL : 0503383-5333

<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラスコールセンター

0570-078374

平日 9:00~21:00

土曜日 9:00~17:00



日本司法書士会連合会
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

そんなあなたの強い味方、それが民事法律扶助制度です。

ある日、身に覚えもないのに
訴えられた…
毎月の返済に追われ困っている…
誠意のみられない相手に
裁判を起こしたい…
でも、裁判のことはよくわからないし、
手続や書類の作成など難しそう。
なにより裁判費用が気にかかる。
どうしよう…



この制度は**裁判のためにかかる費用**を法テラスがあなたに代わって一時的に**立替払い**してくれるものです。

立替の対象となる費用は、訴訟代理人に支払う費用、裁判所に提出する書類の作成に関する費用等です。

簡易裁判所の事物管轄の範囲内の事件については、**法務大臣の認定を受けた司法書士が法律相談を実施し、あなたにかわって事件を代理することができます。(司法書士が代理人となれるのは、訴額140万円以下の争いに限定されます。)**

そうだ!民事法律扶助があった!

民事法律扶助とは、資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター(法テラス)が無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。



民事法律扶助を利用するための要件

1 資力基準

賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次の通りです。

単身者	182,000円(200,200円)以下
2人家族	251,000円(276,100円)以下
3人家族	272,000円(299,200円)以下
4人家族	299,000円(328,900円)以下

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※以下、1人増につき30,000円(33,000円)を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費があるときは一定額が考慮されます。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

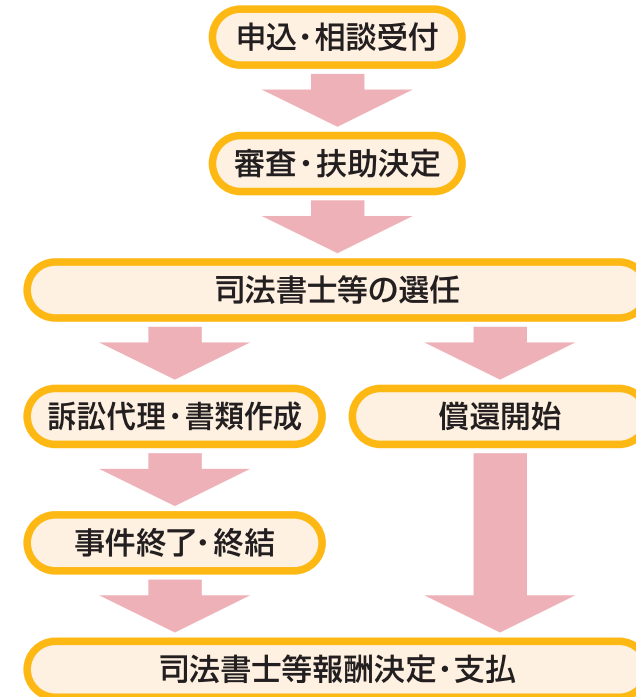
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または、権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

司法書士等の費用の立替とは

法律扶助が決定されると、次の費用が立替えられます。

- ①訴訟費用(司法書士等の報酬金を含む)
- ②裁判所に提出する書類の作成費用など
- ③成年後見等開始申立てに伴う鑑定費用

民事法律扶助手続の概略



立替金の返還方法は

立替費用は原則として毎月分割で返還していただくこととなります。ただし、事情により返還が困難な場合には、返還を猶予または免除する制度もあります。なお、生活保護を受給されている場合には、返還を猶予または免除されることがあります。

詳しくは、お近くの「司法書士会」や「法テラス」へお問い合わせください。